

回覧

令和7年4月1日

富塚地区にお住まいの皆様

浜松市中央区区振興課

市指定緊急避難場所の変更について（お知らせ）

平素は市政に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、浜松市では、災害の危機が切迫した緊急時において一時的に安全を確保するための緊急避難場所を指定しています。富塚地区内の市指定緊急避難場所のうち、富塚中学校について下記のとおり変更しますのでお知らせします。

なお、富塚中学校の避難所としての指定は継続し、必要時には施設の安全性を確認後、避難所開設の可否を決定します。

記

- 1 変更内容 富塚中学校の市指定緊急避難場所 ※下線部が変更箇所
- 旧：①大雨・台風等・・・・・・・・体育館
②地震による火災等・・・・グラウンド
- ↓
- 新：①大雨・台風等・・・・・・・・なし
②地震による火災等・・・・グラウンド
- 2 変更理由 富塚中学校の体育館が土砂災害警戒区域内にあるため
- 3 変更時期 令和8年4月1日
※令和7年4月1日からも、原則として、大雨・台風等の風水害時には、富塚中学校体育館を緊急避難場所として開設しません。
- 4 備考 ○緊急避難場所と避難所は、定義が異なります。
・緊急避難場所・・・災害の危険から一時的に命を守るため、緊急的に身の安全を確保する場所
・避難所・・・・・・・・家屋倒壊等により自宅での生活ができず、一定期間生活するための場所
○近隣の市指定緊急避難場所（富塚小学校、富塚西小学校）は変更ありません。
※市指定緊急避難場所へ避難する場合は、テレビやラジオ等で開設状況を確認してください。

【問い合わせ先】
中央区区振興課 総務・防災グループ
TEL：053-457-2210 FAX：053-457-2776
メール：c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp